横向林道ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬・処理等業務仕様書

1 目的

本業務は、会津森林管理署横向林道に保管されている低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)について、収集作業を行うとともに、環境省の認定する無害化処理認定施設へ安全かつ適正に運搬・処理することを目的とする。

2 業務内容

- (1)指定容器(20Lペール缶96缶)購入
- (2)保管庫から一時保管場所への移動(30m程度)
- (3)保管中のペール缶96缶の無害化処理認定施設への運搬・処分
- ※1;ペール缶への封入及び保管庫への運搬は別途工事にて行う。
- 3 PCB廃棄物の種類・数量

低濃度 PCB 含有橋梁塗膜くず・廃プラスチック類 (保護衣等) 約960kg

4 履行場所

- (1) PCB廃棄物保管場所詳細は別紙位置図のとおり
- 福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山国有林
- (2) PCB廃棄物運搬先

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設

下記 URL に記載されているリストより選択

https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

5 マニフェスト

発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト(7枚複写。AからE票)に必要な事項を記載し、A票を除いた6枚を受注者に交付する。受注者は、それぞれ定められた期間内に、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、処分においてはマニフェストD、E票を発注者に提出する。

- 6 適正処理に必要な情報の提供
- (1)発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を「廃棄物データシート」 (環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照) の項目を参考に書面の作成を行い、あらかじめ書面をもって受注者に提供するもの とする。
- (2)発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに

書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- (3)発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、 受注者に引き渡すこととする。
- (4)発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェスト記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

7 発注者、受注者の責任範囲

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。なお、この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。
- (2)受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、 または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者において その損害を賠償し、発注者に負担させない。
- (3)受注者が第1項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合に、受注者に過失がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

8 その他仕様

- (1) 本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるもののほか、関係法令等を遵守し、安全かつ適正に行うこと。
- (2) 受注者は、利害相反に係る事項に抵触してはならない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。 このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、収集運搬作業の実施に際して、あらかじめ公告2の(5)に記載する要件を満たす作業責任者の氏名並びに作業担当者の氏名を、発注者が本業務を監督するために命じた職員(以下「監督職員」という。)に提出すること。
 - なお、やむを得ない理由により、契約期間中に作業責任者又は作業担当者を変更する場合も同様とする。
- (5) 受注者は、収集・運搬作業に関する計画書を監督職員が指示する期日までに提出し、承諾を得なくてはならない。
 - なお、PCB の処分については、環境省の認定する無害化処理施設に持ち込むこととし、処分場により処分が確実に行われることの証明書類を監督職員へ提出しそ

の承諾を得ること。

- (6) 受注者は、本業務の実施に際して、発注者の建物、設備及び工作物等に損傷を与 えないように十分注意し、養生を行うこと。
 - なお、損傷を与えた場合は、監督職員の指示により直ちに従前の状態に復旧する こととし、その費用は、受注者が負担すること。
- (7) 受注者は、PCB漏れ等の事故を発生させないこと。 なお、万一PCB漏れ等の事故が発生した場合には、直ちに汚染防止の措置をとるとともに、その責任は受注者が負うこと。また、速やかに監督職員に報告する
- (8) 受注者は、PCB廃棄物を運搬先へ運搬する都度、履行報告書(B2票及び処理施設搬入時の写真、記録等を添付すること。)を速やかに監督職員に提出し、確認を受けた後、発注者が本業務を検査するために命じた職員による検査を受けなければならない。

9 協議

PCB廃棄物収集元における運搬経路、搬出場所及び搬出車への積み込み場所等詳細な事項並びに本仕様書に定めない事項については、監督職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに監督職員と協議して対応するものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施に際して、新たに発生したPCB汚染物については、発注者の責任 において保管する。ただし、そのPCB汚染物の発生が予期し難いものであって、 その発生について、受注者の責に帰すべき理由がある場合には、この限りではない。
- (2) PCB廃棄物の搬出にあたって、収集運搬対象物以外の物品を一時的に移動させる必要が生じた場合には、受注者の費用負担により移動させることができる。その場合、PCB廃棄物の搬出後に、一時的に移動させた物品は、受注者の費用負担により元の位置へ戻すこと。